

## 令和7年度（第4回）大磯町国民健康保険運営協議会

日時 令和7年12月24日(水)

午後7時から午後8時まで

場所 大磯町役場本庁舎4階第1会議室

<開会>

<会長あいさつ>

(会長あいさつ省略)

<議事>

(事務局による資料確認)

### 【議長】

本日の出席委員は、8名です。過半数を超えており、大磯町国民健康保険運営協議会規則第3条第2項の規定により、会議は成立しております。

なお、「大磯町審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、審議会等の会議は原則公開となっており、当協議会についても公開の対象となります。傍聴の方がいらっしゃったら傍聴を許可しますので、事務局は、傍聴人の確認をお願いします。

### 【事務局】

傍聴人は、2人です。(その後、会議の途中で1人追加。)

### 【議長】

傍聴を許可しますので、傍聴人は着席してください。

本日の議題は、2件となっています。会議を確実に進行させるために各議題の進行時間を予め決めておきます。議題1で約30分、議題2で約30分と予定しています。

それでは、「議題1 大磯町国民健康保険税率等の改定について」の説明を事務局から、お願いします。

<議題1 大磯町国民健康保険税率等の改定について>

### 【事務局】

資料1、資料1参考を御覧ください。資料1は、資料1参考の令和8年度国民健康保険事業の収支見込みを総括した資料となっていますので、2つの資料をあわせて御覧ください。第3回で令和8年度国民健康保険事業の収支見込みを説明させていただきましたが、12月12日までに判明した情報をもとに変更した箇所が3か所ありますので、御説明させていただきます。

なお、資料1と資料1参考は、資料2.国民健康保険税率額改定一覧表のうちのプラン1の金額

を基に作成しています。1か所目の変更点は、資料1の歳出です。

資料1の歳出の合計額ですが、医療給付費分6億301万3千円で、前回の6億318万9千円より17万6千円減額となっています。なお、後期高齢者支援金分2億2,193万円、介護納付金分8,181万円、子ども・子育て支援納付金分2,141万1千円については前回と変更はありません。

詳細は資料1参考の2ページ、B市町村経費のうちの「その他」が600万7千円から583万1千円に変更になったことによるものです。

令和8年度の事業費納付金については、現時点で神奈川県から示されている情報に変更はありませんが、県からは、納付金の見込額が示されており、最終的に確定した金額については、過去の経緯や直近の神奈川県への確認状況から、例年通り年明けになる見込みです。

しかし、例年の事前に示された納付金額と最終的に示された納付金額との間に大きな乖離がないことから、本協議会では、既に示されている納付金の見込額を活用し、算定することにします。

次に資料1 2の歳入を御覧ください。歳入の合計欄で、医療給付費分が前回の6億509万3千円から184万8千円の減で6億324万5千円に変更となっています。なお、後期高齢者支援金分2億2,348万9千円、介護納付金分7,891万4千円、子ども・子育て支援納付金分1,625万円については前回と変更ありません。

詳細の御説明として、2か所目の変更点は資料1参考の4ページのD収入見込額のうち、⑦の特別交付金が5,019万1千円から167万2千円の減で4,851万9千円となっています。また、3か所目の変更点は、同じ表の⑫その他が前回の536万4千円から17万6千円の減で、518万8千円となっています。

そこで、⑬の合計額は前回よりも184万8千円の減となる1億7,877万7千円に変更になっています。

これに伴い、資料1 3. 岁入と歳出の差額も変更となり、医療給付費分は、23万2千円の余剰、後期高齢者支援金分は155万9千円の余剰、介護納付金分は、289万6千円の不足、子ども・子育て支援納付金分は516万1千円の不足で、不足額の合計で626万6千円となっています。

歳入が減額したことにより、前回の資料より不足額が167万2千円増えています。

ここで、前回の会議における議論の内容を再度確認させていただきます。

- ① 医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分については現行税率等のまま据え置きとする。
- ② 子ども・子育て支援納付金分については、令和8年度から新たに保険税として徴収するにあたり、基金を取り崩して税率等を抑えていくのか、制度の創設にあたり、納付金に必要な金額は保険税で賄うことが見込める税率等とするかを審議する。

基金については、資料1参考の7ページ、H財政調整基金の残高を御覧ください。令和7年12月24日現在で、財政調整基金の残高は、5,059万2,054円になります。

これらを踏まえ、どの改定が適正かを最終的に御判断いただきたいと思います。

続きまして、資料2. 国民健康保険税率額改定一覧表を御覧ください。まず、御審議をお願いする、子ども・子育て支援納付金分の徴収の方式についてですが、資料の左から2番目の行に記載の均等割は保険加入者一人ひとりに、平等割は世帯ごとに賦課するものになります。なお、均等割と平等割の金額は年額です。なお、低所得者には所得に応じて、均等割と平等割を7割、5割

または2割軽減する制度があります。

後期高齢者支援金分と介護納付金分は、所得割と均等割の2方式で、世帯人数が少ない世帯の軽減を図る方式としています。

また、神奈川県においても、神奈川県国民健康保険運営方針に基づき、神奈川県内の市町村の算定方式を2方式に統一する予定になっていることから、子ども・子育て支援納付金分についても2方式を推奨していますので、今回のプランも2方式で資料を作成しています。

ここで、第3回の資料からの変更点を御説明します。先ほども御説明させていただいたとおり、前回から歳入が167万2千円減っているという状況です。そこで、前回はプラン1のみが基金の取り崩しが必要なプランであったことに対して、今回はプラン1～3が基金の取り崩しが必要となっています。

なお、前回の協議会で医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の税率は据え置きということを決定していただいているので、医療給付費分の改定をしているプラン3とプラン4は参考として御覧いただき、本日はプラン1かプラン2での御検討をお願いしたいと思います。

続いて、表の①から⑤について説明します。表の上段にある①6億8,002万4千円の金額は、経費と収入見込額の合計の差額になります。①の金額を保険税、基金、一般会計からの繰入金で財源を確保する必要があります。

次に表中の②の合計欄は、設定した保険税率での収納見込額になります。

③の設定保険税率での①に対する不足額の欄は、設定保険税率での6億8,002万4千円に対する不足額になります。

④は、財政調整基金の取り崩し額の欄になります。

⑤は、一般会計からの繰入額の欄になります。

それぞれの改定率は、プラン1は、1.91%、プラン2は2.69%になります。

なお、それぞれのプランの税率や税額は、県から示された事業費納付金を支払うために、令和7年度の所得割基礎額をもとにシミュレーションして算出したものです。また、どのプランも、子ども・子育て支援納付金分の被保険者一人当たりの年額は3,000円前後となります。

次に、上段の太枠で囲まれている「現行税率」の欄を御覧ください。こちらは、子ども・子育て支援納付金額がない場合を参考として記載しています。

金額は、医療給付費分 所得割6.8%、均等割額26,500円、平等割額21,000円、

後期高齢者支援金分 所得割3.1%、均等割額14,500円、

介護納付金分 所得割2.6%、均等割額13,600円、

収納見込額は、②の欄で、6億6,112万7千円です。

次にプランの詳細を順に説明します。プラン1、プラン2とともに、税率等の改定なし、子ども・子育て支援金納付金分のみ増額とするものです。子ども・子育て支援納付金分を新たに保険税として徴収し、基金を取り崩して賄います。一般会計からの繰入はせず、保険税、基金により資金を確保するプランとなっています。

## プラン1

プラン1は、あらたに徴収する子ども・子育て支援納付金分については、所得割 0.2%、均等割額 1,200 円としています。プラン1の税率額での収納見込額は、6 億 7,375 万 9,809 円です。現行税率に比べ 1,263 万 1 千円の増となります。基金の取り崩し額は 626 万 6 千円で、改定率は 1.91% です。

## 【プラン2】

プラン2は、プラン1と比較すると、子ども・子育て支援納付金分の税率を 0.1 ポイントアップして 0.3%、均等割を 500 円アップして 1,700 円としています。プラン2の税率額での収納見込額は、6 億 7,891 万 2,058 円で、収納見込額は現行税率に比べて 1,778 万 4 千円の増となります。基金からの取り崩し額は 111 万 3 千円で、改定率は 2.69% です

プラン3とプラン4については、参考のため、説明は割愛させていただきます。

資料3を御覧ください。前回の資料からの変更は、各プランの上に改定率を記載したところのみで、内容に変更はありません。この表では、各家族状況に応じたプランによる税額を示しています。左側から現行税率額、プラン1～4までの税額を示したものになります。引き続きプラン3とプラン4は、参考として御覧ください。表の下には、改定による影響額を記載しています。

1ページを御覧ください。年金受給者の1人世帯になります。7割軽減世帯になりますので、下段の改定の影響金額は、プラン1の年間 300 円と、プラン2は 500 円となります。

2ページを御覧ください。年金受給者の2人世帯になります。7割軽減世帯になりますので、下段の改定の影響金額は、プラン1の年間 700 円とプラン2は 1,000 円となります。

3ページを御覧ください。高齢者夫婦で年金収入と給与収入のある世帯のケースです。改定の影響金額は、プラン1の年間 7,200 円とプラン2では 10,600 円となります。最大で1か月約 880 円増額となります。

4ページを御覧ください。こちらが一般的な世帯と考えられる世帯です。世帯主の給与収入は 400 万円、妻の給与収入は無し、子供が1人という3人世帯になります。下段の改定の影響金額は、プラン1の年間 7,000 円とプラン2では 1 万 300 円となります。最大で1か月約 850 円増額となります。

資料4を御覧ください。

① 年齢階層別被保険者数についてです。令和7年11月30日現在の被保険者数は 5,847 人となっています。そのうち、65歳以上は 2,670 人で約 46% を占めています。

裏面を御覧ください。

② 世帯構成及び所得状況について、令和7年11月30日現在の世帯構成については、単身世帯が最も多く、国民健康保険加入世帯の割合で 69.0% となっています。また、所得 200 万円以下及び未申告者の所得状況については、3,129 世帯約 76% となっています。

以上のことから、国民健康保険税率及び税額の改定について審議をお願いします。説明は、以上になります。

## 【議 長】

ただ今の事務局説明に対し、質問のある方は挙手をお願いします。

### 【委 員】

保険税の収納を確保するために、滞納者に対してどのようなアプローチをしていますか。

### 【事務局】

納付の期限に遅れている世帯には、督促状や催告書を送付して、納付を促しています。また併せて、毎月、係員全員で電話による催告をしています。

また、今年度は電話で連絡がとれない世帯のうち高額な滞納がある世帯を対象に、訪問をして生活状況などの確認をしています。生活実態などの確認をすることで徴収の参考にさせていただいております。徴収の専門職員がいる税務課とも連携して、徴収率の向上に努めていきたいと考えています。

### 【議 長】

ありがとうございます。他に御意見はございますか。

### 【委 員】

基金への積み立てについての確認です。令和8年度の基金の積立額はどのように見込んでいますか。

### 【事務局】

資料1参考の7ページを御覧ください。Hが基金の残高になります。令和7年度は、令和6年度からの繰越金により約4,287万円を基金に積み立てることができました。令和8年度は令和7年度からの繰越金を基金に積み立てことになりますが、現時点での見込では収納率が維持できれば、令和8年度も4,000万円程度積み立てができる見込みです。

### 【議 長】

それでは、第3回で御了承いただいておりますので、医療給付費分等は据え置きとして、新しく創設された子ども・子育て支援納付金分の税率等を決めていきたいと思います。資料2プラン1～2で考えてみたいと思いますが、事務局案はありますか。

### 【事務局】

事務局としての考えですが、子ども・子育て支援納付金分については、基金を約600万円取り崩して活用することにより、所得割の税率と均等割を低く設定するプラン1を考えています。

理由としては、令和6年度、令和7年度と2年連続して保険税を改定していることや、子ども・子育て支援納付金については、すでに令和8年度以降の令和9年度、令和10年度も段階的に1人当たりの納付金額が増えることが決まっていることから、制度の創設時は低い税率での課税とすること、被保険者の負担を減らすことが望ましいと考えています。

財政調整基金についても、12月24日時点で5,059万2,054円保有していますので、取り崩し額が約600万円となった場合でも保有額の約1割であり、活用は可能であると想定しています。

また、国民健康保険制度を運営していくにあたり、税率の上げ幅を抑えて、予定している収納額を確保していきたいと考えています。以上です。

### 【議長】

事務局としての考えが示されましたが、協議会として、どのプランにするか御意見をいただきたいと思います。プラン1と2はいずれも、基金を活用していくプランになりますが、税率を低く設定して基金を多く活用するか、創設のタイミングで保険税を多く確保して、基金の活用を抑えたものにするのか、その2つのいずれかになると思いますので、御意見をお願いします。

### 【委員】

基金を活用しても大丈夫であるというようなお話をいただいたので、税率額が低いプランが良いのかなと思いました。

### 【議長】

他に御意見はありますか。そうしましたら、ここで、プラン1と2のどちらにするか举手により決定したいと思います。それではプラン1に賛同される方举手をお願いします。

### 【委員】

(プラン1、全員举手)

### 【議長】

ありがとうございました。多数決の結果、本運営協議会では、プラン1に決定させていただきます。

では、議題1については、以上となります。次の議題に入らせていただきます。「議題2 答申について」です。

＜議題2 答申について＞

### 【議長】

これから本協議会として、町長に提出する答申を作成することとなりますので、事務局はここまで結果を反映させた答申(素案)の作成をお願いします。この作成が完了するまで、暫時休憩といたします。

答申(素案)の作成・配布

## 【議 長】

では、休憩を閉じて再開いたします。事務局は、答申（素案）の読み上げをお願いします。

## 【事務局】

では、ただいま配布させていただきました答申（素案）を御覧ください。本日までの議論をもとに作成した答申（素案）となりますので、ここで全文を読み上げさせていただきます。

### 答申（素案）の読み上げ

答申（素案）については、以上となります。

## 【議 長】

ありがとうございます。本日までの協議内容を盛り込んだ答申（素案）が示されました。答申には本協議会からの要望を盛り込むことが出来ます。委員の皆さまから御意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

意見がないようですので、答申については、案を探っていただき、この内容で完成させていただきます。

それでは、次の議題に入らせていただきます。「議題3 その他」ですが、事務局から何かありますか。

＜議題3 その他＞

## 【事務局】

事務局から今後の流れについて御説明させていただきます。今年度の諮問された内容について、国民健康保険運営協議会として示された答申を議長から町長へ渡すことになります。

今回の答申は、国民健康保険税率の改定が必要であるという答申内容ですので、答申の結果を町の政策会議や福祉文教常任委員会に報告し、2月に行われます議会定例会に、答申内容を反映させた国民健康保険税条例の一部改正条例を提案する予定です。議会で可決されれば、令和8年度の国民健康保険税率が改定されることとなります。今後の流れにつきましては、以上です。

## 【議 長】

ただ今の事務局説明に対し、質問のある方は挙手お願いします。

## 【議 長】

それでは、本日の予定議題は、これで終了となります、全体を通して質問のある方は、いらっしゃいませんか。質問がないようでしたら、事務局から何かありますか。

## 【事務局】

次回は、3月下旬を予定しておりますのでよろしくお願いいいたします。

**【議 長】**

それでは、本日の審議は、これで終了します。進行を事務局に返しますので、よろしくお願ひします。

**【事務局】**

本日はありがとうございました。議事録については、事務局で取りまとめを行いますので、確認作業について、引き続き御協力を願いします。また、議事録を確認していただく際に答申を同封させていただきたいと思いますので、内容を併せて御確認いただきたいと考えております。

本日はどうもありがとうございました。

<会議資料>

- ・令和7年度第4回大磯町国民健康保険運営協議会次第、委員名簿
- ・資料1 令和8年度国民健康保険事業の収支見込み（総括表）
- ・資料1参考 令和8年度国民健康保険事業の収支見込み
- ・資料2 国民健康保険税率額改定一覧表
- ・資料3 ケース別の詳細税額
- ・資料4 国民健康保険被保険者の現状について